

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 9 月 12 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600098 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1600042 号

第 1 結論

昭和 52 年 6 月頃から同年 10 月頃までの期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

昭和 54 年 10 月頃から昭和 55 年 6 月頃までの期間について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月頃から同年 10 月頃まで
② 昭和 54 年 10 月頃から昭和 55 年 6 月頃まで

請求期間①について、公共職業安定所の紹介で、社会保険加入の労働条件を確認した上で、A 事業所に採用された。同事業所における給与は振込みであり、厚生年金保険料控除後の金額が振り込まれていた。

請求期間②について、B 社に勤務しており、同社 C 支店における給与は現金手渡し、同社 D 支店における給与は振込みにより支給され、どちらの給与からも厚生年金保険料が控除されていた。

請求期間①及び②に係る年金記録が無いので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は、E の卸売り団地に本社がある A 事業所に採用され、F 県の市場を拠点として勤務していたと主張しているところ、G 社（設立は請求期間①後の昭和 56 年 5 月 11 日）に係る商業登記簿謄本によると、同社の所在地は、請求者の主張とおおむね一致する。

また、前述の市場関係者は、昭和 51 年頃、市場に A 事業所が仲買事業所として所在していたと陳述している上、同人が、A 事業所の事業主であったとして、姓を挙げた者と前述の商業登記簿謄本で確認できる代表取締役の姓が一致していることから、請求期間①に係る事業所は A 事業所と推認できる。

しかしながら、国の記録において、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者の A 事業所に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、前述の商業登記簿謄本により確認できる代表取締役及び取締役に対して、同事業所の厚生年金保険加入状況、請求者の勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について照会したが、回答を得ることはできなかった。

さらに、請求者は、請求期間①当時の事業主の氏名を記憶していないことから、当時の事業主に、事業所の厚生年金保険加入状況、請求者の勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

2 請求期間②について、請求者が主張するB社の事業主の氏名及び事業内容は、同社に係る商業登記簿謄本により確認できる代表取締役の氏名及び事業目的と一致している上、同社の設立日は請求期間②前の昭和54年7月11日であることが確認できる。

しかしながら、国の記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、前述の商業登記簿謄本によれば同社は既に解散しており、同社の元代表取締役に対して、同社の厚生年金保険加入状況、請求者の勤務実態、給与からの厚生年金保険料の控除等について照会を行ったが、回答を得ることはできなかった。

3 このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。